

## 蒲郡商工会議所青年部 会則

### (名 称)

第1条 本会は、蒲郡商工会議所青年部と称する。

### (事務所)

第2条 本会の事務所は、蒲郡商工会議所内に置く。

### (会 員)

第3条 本会は、蒲郡商工会議所会員及びその後継者であつて、年齢50才までの者で、蒲郡商工会議所の所属部会長の推薦を受けた者と、会長の推薦を受けた者をもって構成する。

- 2 第1項に定める年齢50才を超える者であつても、役員会の承認を得た者は51歳まで継続して本会に所属することができる。

### (目 的)

第4条 本会は、次代を担う経営者の人格研鑽と経営能力の向上を図ると共に、商工会議所の事業活動に寄与し、併せて会員相互の啓発親睦を図ることを目的とする。

### (事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 会員の資質の向上を図るための講習会、研修会等の開催。
- ② 商工業に関する調査研究並びに見学会等の開催。
- ③ 会員相互の親睦と情報の交換。
- ④ その他目的達成に必要な事業。

### (入会金)

第6条 会員は、入会にあたって入会金を所定期日までに納入しなければならない。

- 2 入会金の金額並びにその払込方法は、役員会の議決を経て別に定める。

### (会 費)

第7条 会員は、毎年定められた会費を所定期日までに納入しなければならない。

- 2 会費の金額並びにその払込方法は、役員会の議決を経て別に定める。
- 3 会員が第1項に定める所定期日までに会費を納入せず、かつ、その後本青年部より相当期間を定めた会費の納入の催告を受けるもその催告期間内に会費の納入をしない場合、その会員は、その催告期間の経過をもって役員会の議決を経て会員たる資格を喪失するものとする。

### (脱 退)

第8条 会員は、あらかじめ本会に脱退する旨を通知し、脱退することができる。

- 2 会員は、次の事由によって脱退する。
  - ① 会員たる資格の喪失。ただし、年齢制限による場合は、その年齢に達した年度の末日において脱退する。
  - ② 死亡
  - ③ 除名

### (除 名)

第9条 本会の体面を傷つけ、又はその目的遂行に反する行為を行なった会員は会員総会の決議によって除名することができる。

### (役 員)

第10条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名

直前会長 1名  
副会長 若干名  
理事 若干名  
監事 2名

2 役員は、会員総会において会員の中から選出し又は解任する。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 直前会長は、会長職務の円滑な遂行に対し助言を行う。

3 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定める順位により、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

4 理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を処理する。

5 監事は、本会の業務及び経理を監査し、その監査の結果を会員総会に報告する。

(役員任期)

第12条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行なうものとする。

3 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会員総会)

第13条 本会に会員総会を置く。

2 会員総会は、通常会員総会及び臨時会員総会の2種とし、会長が招集する。

(会員総会決議事項)

第14条 次に掲げる事項は、会員総会の議決を経なければならない。

- ① 会則の改正
- ② 会員の除名
- ③ 役員選任及び解任
- ④ 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- ⑤ 事業報告及び収支決算の承認
- ⑥ 前各号に定めるもののほか、本会の運営の基本に関する重要事項

(会員総会議長)

第15条 会員総会議長は、会長をもって充てる。

(会員総会議事)

第16条 会員総会は、総会員数の2分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

2 会員総会議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(役員会)

第17条 本会に役員会を置く。

2 役員会は、会長、直前会長、副会長及び理事をもって組織する。

3 監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

4 役員会は、会長が必要があると認めるとき、これを召集する。

(役員会決議事項)

第18条 次に掲げる事項は、役員会の議決を経なければならない。

- ① 会員総会に提案すべき事項

- ② 会費の金額並びにその払込方法に関する事項
- ③ 会員の加入の諾否
- ④ 委員会に関する事項
- ⑤ 顧問、相談役及び参与の委嘱の承認
- ⑥ 本会の運営に関する事項

(準用規定)

第19条 第15条(議長)、第16条(議事)の規定は役員会について準用する。

(委員会)

第20条 本会に役員会の議決を経て委員会を置くことができる。

2 委員会は、第4条の目的を達成するために必要な事業を行うものとする。

(委員会の組織等)

第21条 委員会に委員長1名、副委員長1名及び委員若干名を置く。

2 委員長及び副委員長は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。

(委員会について必要な事項)

第22条 前2条に規定するもののほか、委員会について必要な事項は役員会の議決を経て別に定める。

(顧問、相談役、参与)

第23条 本会に顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、会長が役員会の承認を得て委嘱する。

3 第12条(任期)の規定は、顧問、相談役及び参与について準用する。

(事業年度)

第24条 本会の事業は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計)

第25条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(その他)

第26条 この会則に定めるもののほか、会の運営に関して必要な事項は、会長が役員会に諮って別に定める。

附 則

1. この会則は、昭和54年12月20日より実施する。
2. この会則は、昭和56年3月23日一部改正。同年4月1日より実施する。
3. この会則は、平成4年3月9日一部改正。同年4月1日より実施する。
4. この会則は、平成5年3月29日一部改正。同年4月1日より実施する。
5. この会則は、平成7年3月23日一部改正。同年4月1日より実施する。
6. この会則は、平成23年4月15日一部改正。同年4月15日より実施する。
7. この会則は、平成24年12月17日一部改正。同年12月17日より実施する。
8. この会則は、平成26年4月11日一部改正。同年4月11日より実施する。
9. この会則は、平成27年4月10日一部改正。同年4月10日より実施する。
10. この会則は、平成27年9月26日一部改正。平成28年4月1日より実施する。